

「(仮称)第四次座間市総合計画」の策定方針

総合計画は、長期的な展望に立って地方自治体の目指すべき将来像を描き出し、その実現に向けて総合的かつ計画的な行政の経営のための指針を示すものです。

本市では、平成3年度を初年度とした第三次座間市総合計画を策定し、将来像を「みなぎる活力とやすらぎが調和するときめきのまち」と定め、平成22年度を目標年次とし、まちづくりを進めてきました。しかし、第三次座間市総合計画が策定された平成3年頃と比べ、市を取り巻く環境は大きく変化しており、新たな時代を迎えています。このような中、第三次座間市総合計画が平成22年度に終了することから、新たな視点に立った次期総合計画の策定のための方針を定めます。

1 次期総合計画策定の趣旨

社会経済環境の変化やバブル経済崩壊以降における経済の低成長による財政状況の悪化など行政の経営資源の大きな制約に対応するとともに、高度化・多様化する市民のニーズに的確に応えるため、地方自治体には、経営的視点に立った効率性・有効性の高い行政経営が、より一層求められています。

また、地方自治体と市民(住民、地域活動団体、市民活動団体、企業など)との協働による住みよいまちづくりの実現のためには、具体性があり、体系化された、わかりやすい行政経営の指針を市民に示すことが求められています。

このような中、現在の第三次座間市総合計画が平成22年度に終了することから、経営的視点に立って、新たな時代に対応できる行政経営の指針を示し、協働による住みよいまちづくりと計画的な施策の推進を行うため、新たな視点に立った次期総合計画を策定します。

(1) 総合計画の果たすべき役割

総合計画には、行政経営の指針として、次の4点が期待されています。

- ・ 予算編成、組織管理および人的資源管理を方向付けること
- ・ 成果の評価の基準になり、改善を促進すること
- ・ 各職場に期待される成果を見えるようにすること

- ・ 市民と行政の協働を促進すること

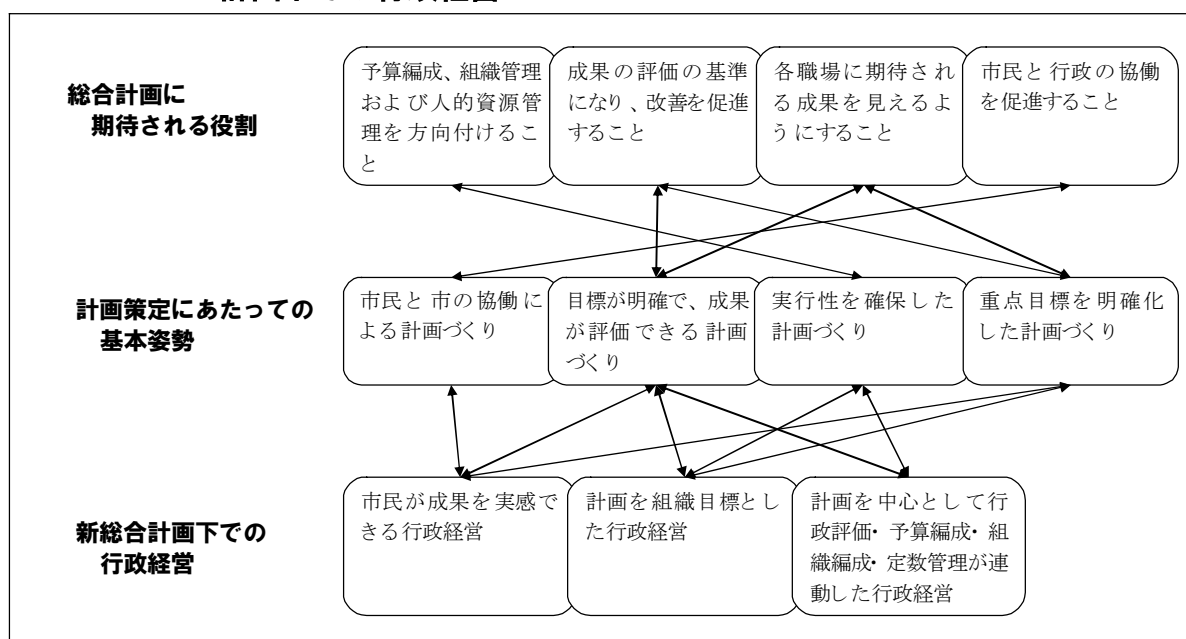
これらの総合計画に期待される役割を踏まえ、本市の次期総合計画策定にあたって、次の4点を基本姿勢とすることとします。

- ・ 市民と市の協働により、役割分担を明確にした計画づくり
- ・ 目標が明確で、成果が評価できる計画づくり
- ・ 実行性を確保した計画づくり
- ・ 重点目標を明確化した計画づくり

また、上の4点を基本姿勢として策定した総合計画の下で、次の3点に則った行政経営を行うこととします。

- ・ 市民が成果を実感できる行政経営
- ・ 計画を組織目標とした行政経営
- ・ 計画を中心として行政評価・予算編成・組織編成・定数管理が連動した行政経営

図表1 総合計画に期待される役割と計画策定にあたっての基本姿勢 新総合計画下での行政経営



(2) 総合計画の構成・期間の見直し

次期総合計画策定にあたっての基本姿勢を踏まえ、次期総合計画の策定にあたっては、総合計画の構成と期間について、次の5点の見直しを行います。

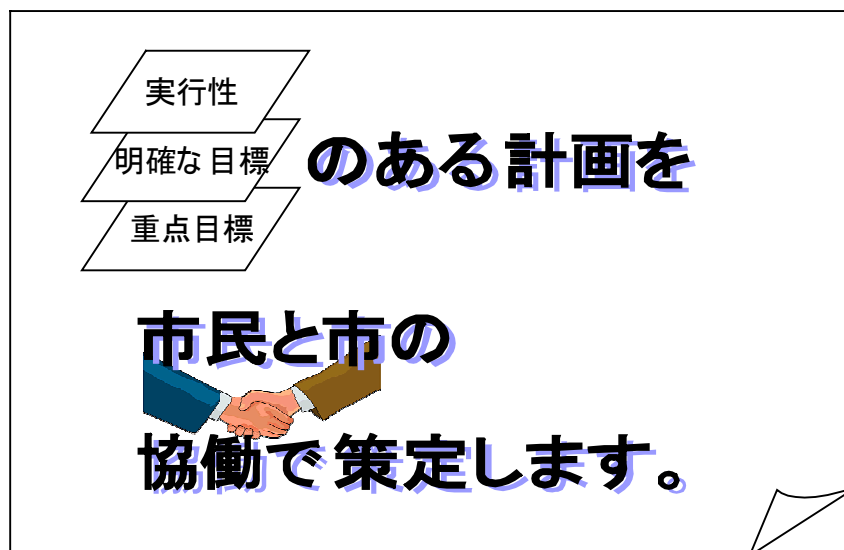
- ・ 計画期間を短縮(20年→10年)し、先行きの予測が難しい新たな時代に対応し、実効性を確保します。
- ・ 総合計画の構成を低層化(3層(基本構想・基本計画・実施計画)→2層(基本構想・実施計画))し、簡素な構成とし、将来目標を定めていた基本構想と将来目標を実現するための手段(施策)の展開方向を定めていた基本計画を一体化させ、わかりやすい計画となるようにします。
- ・ 基本計画を構成していた3つの計画体系(部門別計画、地域別計画、重点事業)を基本構想と一体化の上、部門別計画のみ策定することとし、わかりやすい計画となるようにします。

※ただし、部門別計画において、地域別の特色に応じた施策展開が必要な部門には、地域別の施策の方向性を策定します。

- ・ 市民が市政に取組みを期待する最重要課題を中心に、重点目標として掲げ、「<仮称>戦略プロジェクト」を策定し、重点目標を明確にし、成果を評価できる計画となるようにします。
- ・ 「<仮称>戦略プロジェクト」と具体的事業で構成され、毎年度の予算編成の指針となる実施計画の計画期間、計画見直しの時期を同じくし、明確化した重点目標の実効性を確保します。

2 計画策定にあたっての基本姿勢

次期総合計画下での経営的視点に立った行政経営を踏まえ、次期総合計画を策定するにあたっては、次のことを基本姿勢とします。



(1) 市民と市の協働により、役割分担を明確にした計画づくり

～多くの市民が参加し、生活者視点の計画づくりを進めます。～

多くの市民が参加、参画し、市民の意見をより多く取り入れるための仕組みをつくり、市民との協働による生活者視点の計画づくりを行います。

また、目標を実現するための市民と行政の役割分担を明確にした計画づくりを行います。

(2) 実行性を確保した計画づくり

～確実に実現できる計画づくりを行います。～

厳しい財政状況の中で、計画の実現を図るため、地域全体の枠組みにおける経営的視点に立った計画づくりを行うとともに、他の事業計画の関連性や予算、人事等の資源配分との整合を図り、施策、事業の実行性が担保された計画づくりを行います。

(3) 目標が明確で、成果が評価できる計画づくり

～総合計画が何を目指し、どれだけ達成できるのかがわかります。～

総合計画が何を目指し、どれだけ達成するのかという目標を明確にし、成果がわかるとともに、評価が適正にできる計画づくりを行います。

(4) 重点目標を明確化した計画づくり

～メリハリのある総合計画とし、政策についてより身近に感じることができるようにします。～

市民が市政に期待する取組みを中心に、具体的で分かりやすく、目標の優先順位を明確にする計画づくりを行います。

3 次期総合計画下での行政経営における基本姿勢

総合計画を中心とした総合的かつ計画的な行政の経営により、市の将来像が効率的に実現されるよう、次期総合計画下で経営的視点に立った行政経営を以下のとおり進めます。

(1) 市民が成果を実感できる行政経営

行政経営において、「顧客・消費者」である市民の評価を高めることを基本姿勢とし、行政経営を進めます。

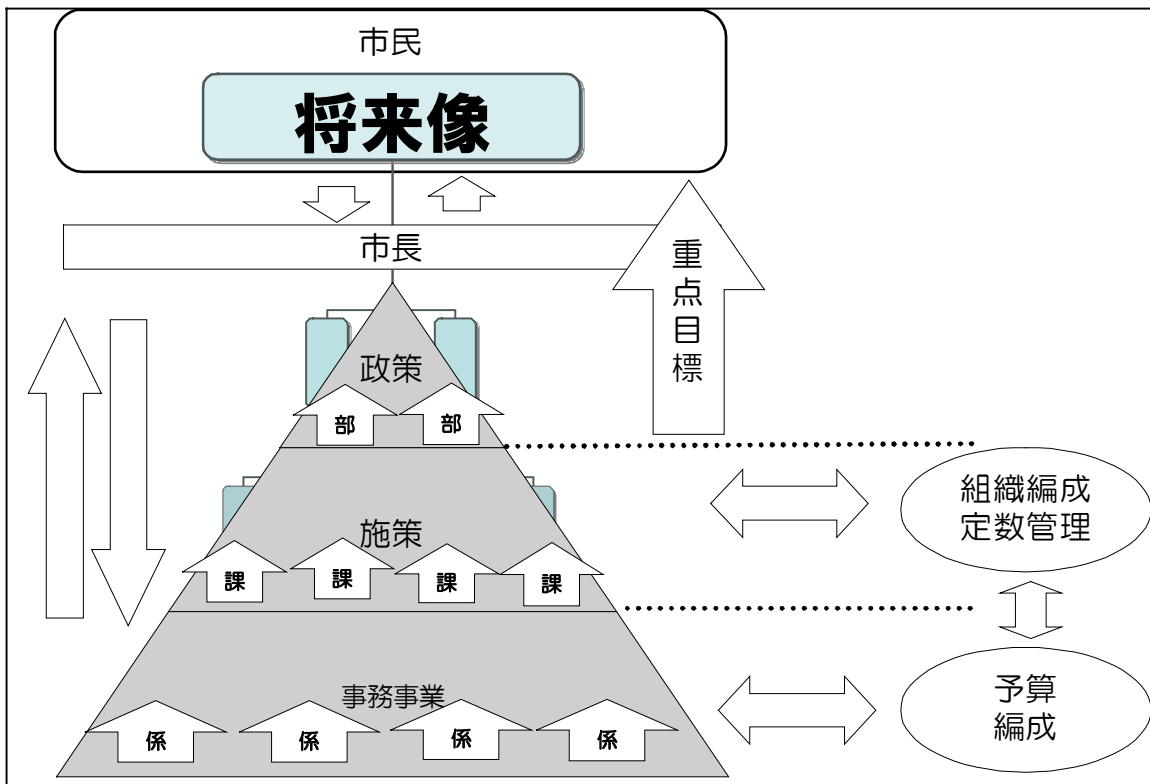
(2) 計画を組織目標とした行政経営

各職場に期待される成果を見えるようにし、成果の評価を明確にし、各職場における積極的な改善を促進することを基本姿勢とし、部が政策を、課がそれを実現するための施策をそれぞれの組織目標とし、計画体系と組織目標が一致した行政経営を進めます。

(3) 計画を中心として行政評価・予算編成・組織編成・定数管理が連動した行政経営

職員、財源などの行政経営資源の管理・配分である予算編成・組織編成・定数管理を、総合計画の進行管理としての行政評価と連携させ、ニーズ・成果の十分な把握の下、効率的・有効的な行政経営資源配分による行政経営を進めます。

図表2 計画を中心として行政評価・予算編成・組織編成・定数管理が連動した行政経営イメージ図



4 次期総合計画の期間と構成

総合計画は、今後の急速な社会環境の変化の中で、その変化に適切に対応し、計画の実行性を確保する必要があります。次期総合計画の策定にあたっては、総合計画の構成と期間について、次の点を考慮し、見直しを行います。

(1) 計画の期間について

本市では、平成3年度を初年度とした第三次座間市総合計画を策定し、将来像を「みなぎる活力とやすらぎが調和するときめきのまち」と定め、平成22年度を目標年次とし、まちづくりを進めてきました。

この間、第三次座間市総合計画策定時に比べ、少子高齢化の進行・人口減少社会の到来、国内産業の空洞化、地方分権の進展と不十分な財源移譲、環境への意識の高まり、情報化・国際化の進展やNPO法制定による市民活動の活性化等地方自治体を取り巻く社会経済環境は、急速に、また、大きく変化しており、先行きが予測しにくい時代になっています。

その中で、基礎的自治体である市は、自らの意思と責任をもって創意工夫し、地域社会を持続的に発展させていかなければなりません。そのためには、様々な社会制度の改正や、経済状況の変化、市民ニーズの高度化・多様化等に敏感に対応し、行政経営を行いながら、新たな課題に対して具体的な成果を示していく必要があります。

また、保健福祉分野における法定計画の計画期間は、社会環境の変化を考慮し、3～6年のものが多く、これらの個別計画との連携も必要です。

以上のことを総合的に考慮し、新たな時代に対応した、より具体性のある計画づくりを行うため、次期総合計画は、現在の総合計画の基本構想の計画期間20年を短縮し、計画期間を10年とします。

(2) 計画の構成について

計画期間を10年とし、より具体性があり、成果が評価できる計画とするためには、将来像とその実現のための施策を体系的にわかりやすく整理する必要があります。

ります。そこで、現在の基本構想と基本計画を一体化し、具体性のある基本構想を目指すとともに、より戦略的な実施計画づくりを行います。

① 総合計画の構造

現在の総合計画の「基本構想、基本計画、実施計画」の3層構造を、次期総合計画では、「基本構想、実施計画」の2層構造とし、総合計画の構成を低層化し、簡素な構成とします。これにより、将来目標を定めていた基本構想と将来目標を実現するための手段(施策)の展開方向を定めていた基本計画を一体化させ、体系的で具体性のあるわかりやすい計画となるようにします。

また、総合計画を2層構造にすることにより、3層構造のうちの1つである基本構想のみが市議会の議決対象であったものを、従来の3層構造であれば2つ(基本構想、基本計画)までのより具体的な計画内容を議決対象とすることになり、市民意見をより反映した総合計画となるようにします。

さらに、市民が市政に取組みを期待する最重要課題を中心に、重点目標として掲げ、「<仮称>戦略プロジェクト」を策定し、重点目標を明確にし、成果を評価できる計画となるようにします。

ア 基本構想

本市の将来像及びその将来像を実現するための必要な政策・施策を示します。

基本構想の策定にあたっては、将来の本市を取り巻く環境の変化を予測し、この10年(目標年次:平成32年度)で目指すべき将来目標を設定します。

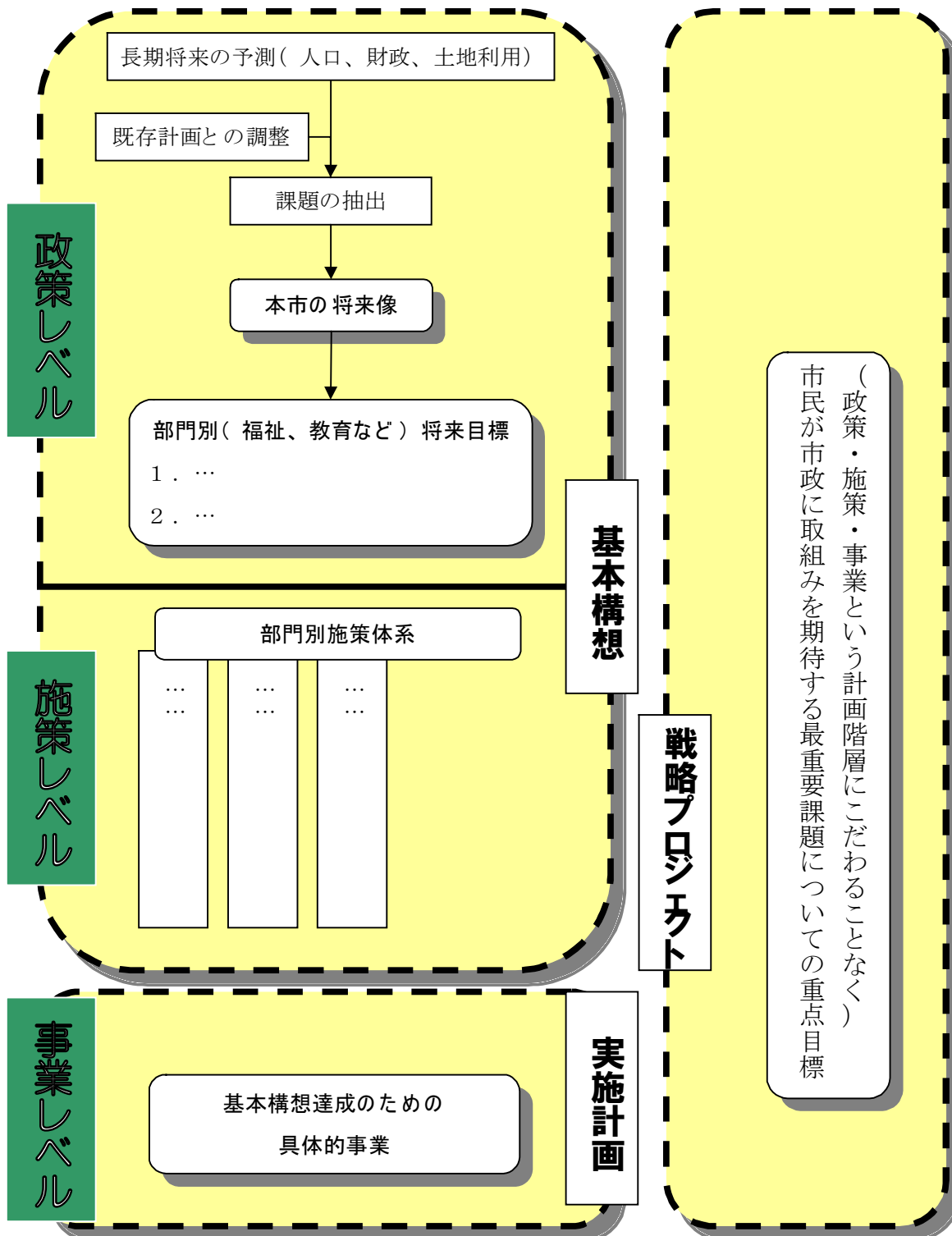
イ 実施計画

基本構想で定めた施策の展開方向に基づく具体的施策、事業で行財政経営との整合を図りつつ、毎年度の予算編成の指針となるものです。計画期間は、4か年とし、2年ごとにローリング(改訂)します。

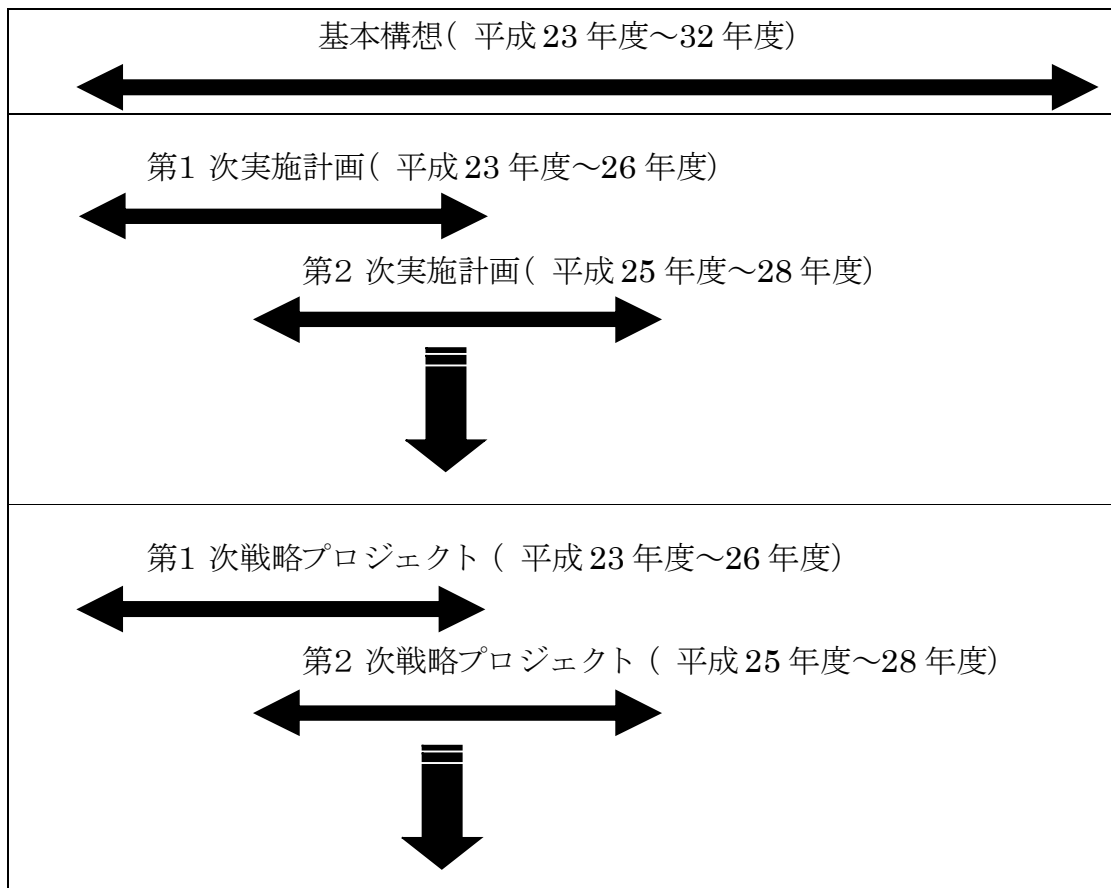
ウ <仮称>戦略プロジェクト

政策・施策・事業という計画階層にこだわることなく、市民が市政に取組みを期待する最重要課題を中心に、重点目標として掲げ、その達成のための具体的な戦略を明確にするものです。プロジェクト期間は、4か年とし、2年ごとにローリング(改訂)し、重点目標の実現性を実施計画編成により確保します。

図表3 次期総合計画体系概要図



図表4 次期総合計画の計画期間



② 地域別計画

また、第三次総合計画では、本市を6地域に区分した地域別計画を策定しましたが、地域ごとのまちづくりのための計画は、都市マスタープランを始めとした部門別個別計画の中で、地域特性に配慮した計画を策定した方が、より有効的であるため、次期総合計画では策定しないこととします。

ただし、部門別計画において、地域別の特色に応じた施策展開が必要な部門には、地域別の施策の方向性を策定します。その際においても、比較的狭い市域の面積や部門別個別計画の地域区分を踏まえ、3地区程度の地域区分とします。

(3) 計画の見直しについて

近年の社会経済状況の急速で大規模な変化に対応し、総合計画の適時性を確保するため、5年をめぐりに見直しを行うこととします。

見直しに際しては、総合計画の進行管理としての行政評価による総合計画の進行・実現性を把握の上、行政の継続性を確保し、信頼感のある行政経営を行う必要性に配慮しつつ、法制度や社会経済状況の変化への対応の必要性や次期総合計画が掲げる将来像の実現に効率的かつ有効に効果を発揮しているかなどの必要性、効率性、有効性、優先性の視点から見直しを行います。

5 個別計画との調整・整合

行政経営においては、既存の計画・事業について、その必要性・有効性を厳しくチェックし、効率的な行政経営を行う必要がある一方で、行政の継続性を確保し、信頼感のある行政経営を行う必要もあります。特に、土地利用や都市基盤整備については、数十年を見越した計画が必要です。

次期総合計画の策定にあたっては、既存の個別計画の進行・実現性に配慮しつつ、次期総合計画が個別計画の更新・変更の指針となるよう、既存の個別計画との調整・整合を行います。

図表5 関係個別計画の期間一覧

計画等名	年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
健康なまちづくりプラン															
福祉プラン															
地域福祉計画															
高齢者保健福祉計画(第3期)															
高齢者保健福祉計画(第4期)(予定)															
障害福祉計画(第1期)															
障害福祉計画(第2期)(予定)															
障害者計画															
改訂障害者計画(予定)															
次世代育成支援行動計画(前期)															
次世代育成支援行動計画(後期)(予定)															
男女共同参画プラン															
次期男女共同参画プラン(予定)															
生涯学習プラン															
次期生涯学習プラン(予定)															
スポーツ振興計画															
都市マスタープラン															
次期都市マスタープラン(予定)															
景観計画(計画期間なし)															
森林整備計画															
緑の基本計画															
総合交通計画(検討中)															
水道事業経営プラン															
国民保護計画(計画期間なし)															
地域防災計画(計画期間なし)															
消防計画(計画期間なし)															
交通安全計画															
次期交通安全計画(予定)															
環境保全行政施策推進指針															
(三市)一般廃棄物処理基本計画															
定員管理計画															
次期定員管理計画(予定)															
第四次行革大綱															

6 次期総合計画の策定体制

市民と行政の協働を促進するため、計画策定において多くの市民が参加できる機会を設けるとともに、行政においては、全職員一丸となって策定に取り組みます。

